

黒石市教育委員会訓令第9号

黒石市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年6月29日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

黒石市教育委員会文書取扱規程（昭和35年黒石市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「黒石市文書取扱規程（平成4年黒石市訓令第3号）」を「黒石市文書取扱規程（平成11年黒石市訓令第14号）」に改める。

別表に次のように加える。

市立図書館	黒函館
-------	-----

附 則

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、発令の日から施行する。